

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく
前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和3年7月31日に取扱いを終了した、当社発行の前払式支払手段について、
下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

◆払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社プロティア・ジャパン

◆払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

ポイントカード（一般コース）

ポイントカード（集中コース）

◆払戻しの申出期間

令和3年8月1日から令和4年1月31日まで（当日消印有効）

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、
当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

◆申出の方法

申出票にて必要事項を記入し下記住所宛てに郵送して下さい。

◆払戻しの方法

銀行振込にて先着順全額払い。

払戻しにかかる費用は当社が負担します。

会員の皆様には順次払戻し手続きの書類（申出票）をご郵送しておりますので
上記申出期間内にお手続きをお願い致します。

◆払戻しに関する問い合わせ先

〒104-0061 東京都中央区銀座 6-5-13 CSS Building III 9F

エンビロンズ銀座 担当：山岸

TEL 03-3289-2661 (火～金曜日 10:30～20:30 日・祝日 10:00～17:00)

<https://environsginza.com/>

株式会社プロティア・ジャパン

令和3年7月31日